

北杜市アスベスト飛散防止対策事業（調査・除去等事業）

住民のアスベストによる被害を未然に防止するため、既存建物の所有者が行うアスベスト調査事業又は除去等事業に対し補助金を交付する制度。

○補助対象者（下記の全ての項目に該当すること）

- ・ 補助対象建築物の所有者であること。
- ・ 市税等を滞納していない者であること。

○補助対象建築物

- ・ 市内に存する建築物で除去予定のない建築物。

○補助額

- ・ 調査事業：補助対象経費の10分の10以内で、上限は250,000円以内。
（補助対象事業に係る建築物が存する敷地における補助対象事業に要する費用を合計した額）
- ・ 除去等事業：補助対象経費の3分の2以内で、上限は4,000,000円以内。

○事業期間

- ・ 補助金の交付決定の日の属する年度の3月末日まで。
（事前に着手した場合は対象外）

○補助対象事業

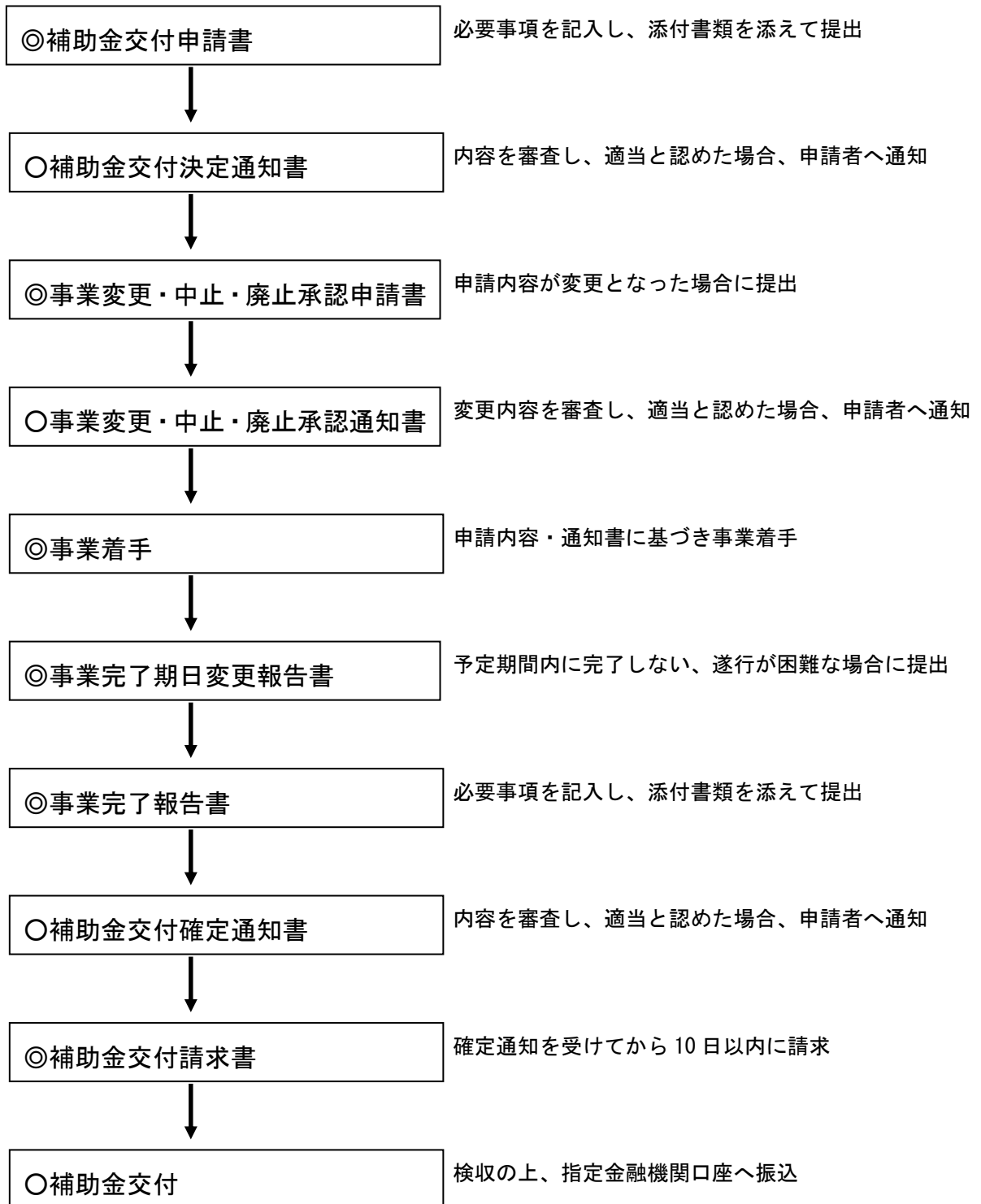
・ 調査事業：補助対象建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査事業とする。

・ 除去等事業：補助対象建築物の吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み事業に係る費用とする。

ただし、この告示により補助金の交付を受けている事業又は国、地方公共団体からこの告示と同様の補助金の交付を受けている事業は除く。

<申請の手順>

<◎申請者・○市役所>



* この事業が完了した補助対象建築物は、少なくとも5年間は除去してはならない。